

## 中小企業における治療と仕事の両立支援連携に関する調査研究

研究代表者	鹿児島産業保健総合支援センター	産業保健相談員	小田原 努
研究分担者	鹿児島県労働基準協会ヘルスサポートセンター鹿児島	産 業 医	日高彩友美
	鹿児島産業保健総合支援センター	所 長	草野 健
	鹿児島産業保健総合支援センター	運 営 主 幹	大西 浩之
	産業医科大学産業生態科学研究所作業関連疾患予防学	教 授	大神 明
	鹿児島産業保健総合支援センター	産業保健専門職	江並 朋子

### I はじめに

病気を抱えながら働く労働者が増加している現状において、治療と仕事の両立支援は重要である。中でも、就労女性の中で罹患率の高い乳癌は治療法が多様で治療期間も長期になることが多いため、個々に合わせた両立支援が必要となる。しかし、実際に乳癌患者に対し両立支援が行われているケースは少ない。本調査では、事業所、産業医、および社会保険労務士の相談ネットワークを構築することで、現状の課題を解決できないか検討することとした。

なお、調査は無記名としすべて郵送法で行い、個人、企業を特定できない方法で集計、分析を行った。また報告すべき一切のCOIはない。

### II 研究成果の活用予定（目的）

鹿児島県における両立支援の現状を把握し、相談ネットワークを構築する上での阻害要因を調査することで、事業者や従業員が相談しやすい体制を構築する資料をまとめることを本調査の目的とした。また、調査を行うことで事業場、産業医、社会保険労務士への啓発も行う。調査結果については日本産業衛生学会での発表を計画している。

### III 調査方法および期間

鹿児島県内の事業所、産業医、社会保険労務士に調査票を配布した。事業所向け調査の対象は、労働者健康安全機構本部が入手した鹿児島県内の企業データに登録されている30人以上の規模の企業1782社のうち、女性労働者が多いと予想される業種715社（食料品製造業108社、病院・診療所267か所、

福祉203社、旅館・ホテル27社、小売業103社、美容7社）とした。産業医向け調査の対象は鹿児島県医師会認定産業医名簿に登録された産業医859名とし、社会保険労務士向け調査の対象は鹿児島県社会保険労務士会社会保険労務士法人・開業会員名簿に登録された社会保険労務士275名とした。調査票は令和2年10月中に返信用封筒と共に郵送し、11月末日を返送期日とした。回答率は事業所49.4%、産業医30.5%、社会保険労務士44.7%であった。

### IV 成績

#### 1. 事業所向け調査

調査対象の企業規模は50人未満の企業が26.7%、50人以上100人未満の企業が33.5%、100人以上の企業が39.2%で、業種は病院・診療所、福祉が多かった。産業保健職との契約については、産業医のみと契約している企業が過半数を占めたが、50人未満の企業のうち8割は産業医、保健師（看護師）どちらも契約していなかった。社会保険労務士とは67.1%の企業が契約しており、50人未満の企業でも67.0%が契約していた。乳癌の労働者への対応として、業務内容の変更や残業の免除、短時間勤務制度を行う企業が多く、50人未満の企業でも5割程度で行われていた。復職時に産業医面接を行う企業は大規模企業でも3割程度で、50人未満の企業では7.9%であった。50人未満の企業は産業保健職との関わりが少ないため社会保険労務士に相談することが多く68.9%を占めた。これまでに両立支援を利用したことのある企業は、対象者がいた企業のうち20.4%に留まっており、認知度の低さが阻害要因となっていた。

## 2. 産業医向け調査

調査対象の産業医が選任されている事業所の規模は50人以上100人未満の中規模事業所が最多であり、業種については医療・福祉、製造業が多かった。就業上の配慮を検討するために行う年間の面接件数は1~5件との回答が約5割を占めた。事業者へ提案したことのある就業上の配慮としては、業務内容の変更が43.4%と最多で、次いで時間単位の年次有給休暇制度、傷病休暇や病気休暇制度についての提案が多かった。担当事業所に対象者がいた場合に両立支援の利用を提案したことのある産業医は59.3%で、実際に利用経験のある産業医は36.0%であった。

## 3. 社会保険労務士向け調査

調査対象の社会保険労務士が担当している事業所の規模は50人未満の小規模事業所を担当している割合が96.7%を占めており、業種についてはサービス業、医療・福祉、建設業が多かった。治療が必要な労働者への対応について、これまでに事業所から相談を受けたことのある社会保険労務士は84.6%に上った。相談を受けた際に行った対応としては、社会保険手続きの代行が最多で、産業医や保健師への相談は8.7%に留まった。担当事業所に対象者がいた場合に両立支援に関わったことのある社会保険労務士は51.2%で、実際に利用経験のある社会保険労務士は27.7%あった。両立支援利用の阻害要因は、事業所での認知度の低さを指摘する回答が多かった。

## V 考察

調査票の回答率は各調査において5割未満であり、今回の結果には大きなバイアスが存在すると考えられる。そのことを前提として得られた結果について検討会で考察し、以下の結論を得た。

- ① 大規模事業所でも産業医の役割を利用できていない企業が多い。産業保健活動の意義や役割について事業所の理解を深めてもらう必要がある。
- ② 産業医として労務的な問題まで扱っているケースも多いことがわかった。産業医と社会保険労務士の業務のすみ分けについて理解し、お互いにうまく連携できるようになれば、両立支援を円滑に進めることができると考えられる。

③ 両立支援が必要なケースで産業保健職への相談まで進展しないことも多い。特に小規模事業所では、産業医や保健師との契約がなく、相談先が限られる。社会保険労務士は事業所の規模に関わらず契約していることが多く、事業所にとって産業保健職よりも近い存在であり相談しやすいため、社会保険労務士を介して産業保健総合支援センターや産業保健職へ相談する体制が構築できれば、両立支援制度の利用頻度が高まることが期待される。また、主治医からも従業員や事業所に両立支援について産業医や社会保険労務士へ相談するよう働きかけることができれば、より利用しやすくなると思われる。

- ④ 乳癌は手術、化学療法や放射線療法を組み合わせることが多く、他の疾患に比べ産業医と主治医、事業所がより細やかに相互の情報を取り交わして支援することが必要となる。支援の内容が短期的に変化し、また長期にわたることが特徴であり、乳癌の両立支援をうまく行うことができれば、他の疾患にも応用できると思われる。
- ⑤ 両立支援の認知度は高いとは言えず、産業医や社会保険労務士向け調査でも「今回の調査票で知った」との回答も見られ、本調査は啓発としての意義もあったと思われる。また、今回得られた有効回答は、両立支援について知識や関心のある事業所、産業医、社会保険労務士に偏っている可能性があり、未解答者群の多さを考慮すると実際の認知度はさらに低いと推測される。研修会やホームページ等での情報提供など、さらなる普及活動が必要である。

## VI まとめ

今後治療を受けながら働く労働者は増加すると予想されるが、両立支援が十分に活用されていない現状がある。事業者や従業員に両立支援に関する情報提供を行い、支援が必要となった際に産業医と社会保険労務士に相談するという体制を構築することが重要である。また、社会保険労務士と産業保健職がお互いの役割を理解し連携を強めることで、より効果的に両立支援を行うことが可能になるとと思われる。